

白馬五竜テレキャビン・リフト安全報告書

平成 26 年 12 月～平成 27 年 11 月



1.利用者の皆様へ

日頃より、白馬五竜スキー場および白馬五竜高山植物園をご利用いただきましてありがとうございます。
平成 26 年 11 月 22 日 22 時 08 分 長野県神城断層地震が発生いたしました。が、昨年の報告書の通り当社の施設には影響はありませんでした。

又、このシーズンは 12 月 5 日よりアルプス平のリフト営業開始と共に、連日の大雪になり、下山コースオープン、とおみゲレンデのリフトも営業開始とあわただしいシーズンインの年でした。

大雪そして、地震から数日しかたっていないため、風評被害もあって、お客様にかなり敬遠されてしまった様に感じました。さらに国土交通省のバスの運行に距離制限が加わり、バス代の高騰につながり、スキーツアーバスが企画を組めない状況になってしまいました。特に長野県北部方面は距離的に規定距離を超える位置にあるため、直接の影響が大きく感じられる 1 年でありました。

尚、鉄道事業法に基づき制定された、安全規定第 2 条第 4 項により、白馬五竜テレキャビン及びリフトの安全確保に関しての取組と、その他安全に関する情報について公表いたします。

白馬五竜テレキャビン及びリフトは、開業以来、「安全第一」をモットーに運行してまいりました。

おかげさまで持ちまして 43 年間無事故で営業しております。これも皆様方のご理解とご協力、そして、会社並びに役職員及び全従業員の強い安全意識とその安全確保に努めた結果と思っております。

又、一般財団法人日本鋼索交通協会で制定されましたゲレンデ六法を記載させていただきます。

スキー場での行動にも、責任が伴います。ルールを守って安全で楽しいスポーツを

ゲレンデ六法（六つの義務）

- 第1条 滑りをコントロールする義務。（自分にも他人にも暴走は危険です）
- 第2条 前をよく見て滑る義務（下方を滑る、スキーヤー、ボーダーが優先です）
- 第3条 他人の滑りを妨げない義務（上から見えない所は危険）
- 第4条 滑り出す時、コースへ出る時の義務（滑っている人を危険な目に合わせない）
- 第5条 他人に危害を与えない義務（スキーやボードには必ず流れ止めをつける）
- 第6条 標識や指示に従う義務（危険を避けるための信号です）

（安全なリフトの利用もあなたの責任です）

以上を守っていただくことをお願いするとともに、当社従業員も基本を忘れず安全管理体制を充実していく所存でございますので、よろしくお願いたします。

株式会社 五竜 代表取締役 社長 駒谷嘉宏

2.基本方針

- ・一致団結し輸送の安全確保に努めること。
- ・輸送の安全に関する法令及び関連する規定（本規定を含む。以下、「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、かつ忠実に職務を遂行すること。
- ・常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めること。
- ・職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、その取扱いに疑いがあるときは最も安全と思われる取扱いをすること。
- ・不慮の事故または災害等が発生した時は、「白馬五竜スキー場安全対策要綱」に基づき、人命の救助を優先とし、速やかに行動し安全適切な処置を行うこと。
- ・情報の伝達は、迅速及び正確に伝え、透明性を確保すること。
- ・常に問題意識を持ち、安全確保の向上と研究を行い、必要な改革には積極的に取り組むこと。

3.安全目標（平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日）

- ・安全第 1 をモットーに絶対無事故を達成すること。
- ・確実な点検整備を行い、安全運行に努めること。
- ・法令を遵守し、安全輸送の確保に努めること。

4.事故等の発生状況（平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 11 月 30 日）

- ・索道運転事故・・・索道運転事故はありませんでした。
- ・インシデント・・・インシデントの発生はありませんでした。

※ 索道運転事故とは

- ・索条切断事故 ロープが切れた事故をいう。
- ・搬器落下事故 搬器が落下した事故をいう。
- ・搬器衝突事故 搬器が他の搬器、又は工作物に衝突・接触した事故をいう。
- ・搬器火災事故 搬器に火災が発生した事故をいう。
- ・索道人身傷害事故 搬器の運転により、人の死傷を生じた事故。

※ インシデントとは「索道運転事故が発生する恐れがあると認められる事態」であって次に掲げる事項をいう。

- ・索条に重大な損傷が生じた事態。
- ・索条の張力が異常に増大または低下した場合。
- ・索条が受索装置、滑車等から外れた状態。
- ・支柱・制動装置、保安装置等に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
- ・搬器の懸垂部、走行部又は、接続装置に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
- ・搬器が逆走した事態。
- ・前各号に掲げる事態に準ずる事態。

5.輸送の安全確保のための取組

◆従業員教育の実施

索道係員の業務に必要な知識技能を保有させるため、規則に基づき、教育訓練を実施しています。

又、索道の運転及び設備の安全を確保するため、十分な知識と技能を有し、常にその向上に努めるよう指導しています。

- ・2月 国土交通省北陸信越運輸局索道保安監査 指導項目なし
- ・4月 北陸信越索道協会主催 索道研修会 2名参加
- ・5月 メーカー主催 握索機OH研修会 2名参加
- ・7月 長野県索道事業者協議会主催 索道研修会 2名参加
- ・9月 北陸信越運輸局主催 安全統括管理者会議 1名参加
- ・10月 国土交通省主催 安全マネジメントセミナー 1名参加
- ・10月 北陸信越運輸局主催 索道技術管理者研修会 3名参加
- ・10月 長野県索道事業者協議会主催 索道研修会 2名参加

※ その他、夏期営業シーズン前に夏期営業従業員の全体研修会開催。

冬シーズン前には冬季営業全従業員を対象に全体研修会の開催。

冬季間は毎月各索道主任を対象に、主任会議の開催。

※ 株式会社五竜は ISO14001（環境 ISO）を取得しているため、毎月定期的に ISOPJ(ISO プロジェクト会議)を開催、その日に部課長会議も開催、全部署に結果を報告、周知遵守するようにしている。

◆緊急時の対応訓練

救助訓練の実施

特殊索道 平成 26 年 12 月 27.28.29.30 日リフト 救助訓練・予備エンジン救助訓練。

テレキャビン 平成 27 年 6 月 13 日 11 月 30 日 救助訓練・予備エンジン救助訓練。



◆安全確保のための設備投資及び対策

- ・平成 27 年 6 月テレキャビンロープ交換工事
- ・とおみ第 2 ペアリフト終点ステージ板交換工事
- ・アルプス第 2・4 保護網要所 点検修理
- ・テレキャビングリップ定期的OH 30 台実施 場内設備塗装等実施
- ・sky4 リフトグリップOH 30 台実施
- ・テレキャビン及びリフト支柱索輪及びビーム等グリスアップ・不良索輪交換
- ・各リフト 場内設備Vベルト・減速機オイル交換・押送タイヤ不良品交換
(平成 28 年 6 月テレキャビン支柱ビームピン交換工事開始を予定)

(平成 28 年 6 月スカイ 4 リフト減速機 O/H 工事予定)

その他 定期検査の実施 1 か月点検 3 か月点検 1 2 か月点検等の実施。

6.安全管理体制

◆責任者の役割と権限

社 長

輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者

索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。

索道営業部 部長・次長

安全統括管理者の下、索道に関する一切の業務を把握し処理し所属係員を指揮監督する。

索道営業部 課長・課長代理 (技術管理者)

索道営業部 部・次長の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他 技術上の事項に関する業務を統括する。

7.利用者の皆様からの声

平成 19 年より、毎年この安全報告書を公表することが義務付けられ、索道事業の安全確保の取組を知って頂き、また皆様からのご意見ご要望をお聞きしながら、安全運行に努めて参りたいと思います。

当社の安全確保の取組に関しての、ご感想及びご意見等をお寄せ下さい。

〒399-9211

長野県北安曇郡白馬村大字神城 22184-10

株式会社 五竜

TEL 0261-75-2101 FAX 0261-75-2832

E-mail ; info@hakubaescal.com

Hp ; www.hakubaescal.com